

介護老人保健施設グリーンピア 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）重要事項説明書

－通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）－
介護老人保健施設グリーンピアのご案内
(令和3年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

施設名	介護老人保健施設 グリーンピア		
開設年月日	平成11年2月1日		
所在地	埼玉県行田市須加1531番地		
電話番号	048-557-3633	FAX番号	048-557-3663
管理者名	施設長 清川 道夫		
介護保険指定番号	1153780020号		

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下における介護や機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上のお世話などを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるよう自立を支援し、在宅生活を促進すること。また、利用者が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、介護老人保健施設や短期入所療養介護といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めています。

- ① 利用者の意思及び人格を尊重して、生きがいのある生活が営めるよう、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ② 利用者の心身の特徴を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、サービスを提供し、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- ③ 地域の結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3) 施設の職員体制

	常勤	非常勤	夜間	業務内容
管理者	1名			職員の管理及び業務の一元的な管理 (医師兼務)(老健兼務)
介護職員	3名以上	1名以上		心身の状況に応じた生活全般の介助及び援助
理学療法士	1名以上	1名以上		身体機能の向上または減衰を防止する為の訓練、 評価及び指導(老健兼務)
事務職員	1名以上			施設内の必要な庶務・総務(老健兼務)
その他	3名以上	4名以上		給食・運転・設備管理業務等(老健兼務)

(4) 通所定員 20名

2. サービス内容

- ① サービス計画の立案
- ② 食事(食事は原則として食堂でおとりいただきます。)

朝食	7：30～8：20	昼食	12：00～12：40	夕食	18：00～18：40
----	-----------	----	-------------	----	-------------

- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。
ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養状態の管理
- ⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑩ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えがサービス計画中で定められた通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑪ 行政手続代行
- ⑫ その他
- *これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応していただけるようお願いしています。

- ・協力医療機関
 - ・名称 行田中央総合病院
 - ・住所 行田市富士見 2-17-17
- ・協力歯科医療機関
 - ・名称 医療生協さいたま行田協立診療所
 - ・住所 行田市本丸 18-3

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持込はご遠慮ください。
- ・面会は、9：00～19：00 までとします。
- ・飲酒・喫煙は、原則禁止です。
- ・火気のお持込は、ご遠慮ください。
- ・設備・備品の利用は、事前に職員にご相談ください。
- ・所持品・備品等の持込は、最小限度にお願いします。
- ・金銭・貴重品の管理は、家族の方をお願いします。
- ・施設利用時の受診は、事前に看護師にご相談ください。
- ・ペットの持込は、禁止とします。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止します。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

5. 非常災害対策

防災設備	スプリンクラー、消火器、消火栓、ガス漏れ警報機、火災報知器
防災訓練	年2回以上（避難訓練・通報訓練・消火訓練）

6. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談くだ

さい。(電話048-557-3633)

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、備えつけの「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

☆その他の苦情受付窓口

- ① 第三者委員…当施設の苦情受付窓口として、次の第三者委員2名を設置しております。
 - ・府川吉延（森経理事務所代表社員 048-554-1331）
 - ・高橋秀雄（元行田市役所職員 048-556-1404）

- ② 行田市役所 健康福祉部高齢者福祉課 048-556-1111
羽生市役所 保健医療課 048-561-1121

- ③ 埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情対応係相談窓口
〒338-0002 さいたま市中央区大字下落合 1704 国保会館
電話 048-824-2537

7. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）について
 （令和6年6月1日現在）

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）についての概要

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、利用者の家庭等での生活を継続させるために立案されたサービス計画に基づき、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、利用者及び保証人の希望を十分に尊重し、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 通所リハビリテーションの基本料金

- ① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度及び利用時間によって利用料が異なります。以下は1日当たり1割の自己負担分です。各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。）

	利用時間	
	2～3時間	7時間以上
要介護1	383 単位 396円	762 単位 782円
要介護2	439 単位 453円	903 単位 933円
要介護3	498 単位 514円	1046 単位 1,081円
要介護4	555 単位 573円	1215 単位 1,255円
要介護5	612 単位 632円	1379 単位 1,425円

- ② その他の加算等（該当する場合に加算されます）

項目	単位数	金額	備考
入浴加算（I）	40	41円/日	入浴時に算定
リハビリマネジメント加算 Aロ	593	613円/月	起算日から6ヶ月以内
	273	282円/月	起算日から6ヶ月超
短期集中リハビリ実施加算	110	114円/日	起算日から6ヶ月以内の集中リハビリ時
送迎なし	-47	-49円/片道	送迎しない場合減算
サービス提供体制強化加算（I）	22	23円/日	一定の基準の職員を配置
移行支援加算	12	12円/日	一定の基準を満たしている場合
リハビリテーション提供体制加算 （7時間以上）	28	29円/日	一定の基準の職員を配置及びリハマネ加算を算定している場合
栄養アセスメント加算	50	52円/月	個別の栄養改善サービス時
口腔・栄養 スクリーニング加算（I）	20	21円	栄養状態を確認し情報を提供した場合
介護職員処遇改善加算 （I）	1ヵ月分合計単位数の8.6%		

※1 利用時間帯によっては、入浴サービスを提供できないことがあります。

※1 単位=10.33円（地域区分：6級地）として計算します。

(2) 介護予防通所リハビリテーションの基本料金

- ① 施設利用料（介護保険制度では、要支援認定による要支援の程度によって利用料が異なります。以下は1月当たりの自己負担分です）

要支援1	2,268 単位 2,343 円/月	サービス提供体制強化加算（I）88 単位 91 円/月
要支援2	4,228 単位 4,368 円/月	サービス提供体制強化加算（I）176 単位 182 円/月

※月単位の利用料の為、何度ご利用頂いても同額となります。
 ※月途中で要支援度が変わった場合は日割計算になります。

- ② その他の加算等（該当する場合には加算されます）

項目	単位数	金額	備考
選択的サービス複数 実施加算（I）	480	496 円/月	複数のサービスを実施した場合
介護職員処遇改善加算 （I）	1ヵ月分合計単位数の8.6%		

※1 単位=10.33 円（地域区分：6 級地）として計算します。

- (3) その他の料金

① 食費

昼食	600 円	夕食	600 円
----	-------	----	-------

※通所リハビリテーション利用時間帯によっては、食事の提供ができないことがあります。

② その他の利用料

項目	金額	備考
延長利用料	300 円/1 時間	サービス提供時間終了後に延長した場合に算定
リハビリパンツ	150 円/枚	施設物品使用時に算定
紙オムツ	130 円/枚	施設物品使用時に算定
尿取りパッド	40 円/枚	施設物品使用時に算定
行事参加費	実 費	小旅行や外出等の際の費用

- (4) 支払い方法

- 毎月10日前後に、前月分の請求書を発行しますので、その月の20日までに支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。（利用日毎に精算する方法としても可能です）
- お支払い方法は、現金、銀行振込、郵便局または足利銀行の口座自動引落の3方法があります。利用契約時にお選びください。
 （郵便局は10円、足利銀行は110円別途手数料がかかります。）

個人情報の利用目的

「介護老人保健施設グリーンピア」では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供
 - －施設のホームページに掲載する場合

(付記)

- ・上記のうち介護サービス事業所・施設等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨を相談窓口までお申し出ください。
- ・お申し出がないものについては同意していただいたものとして取り扱いさせていただきます。
- ・これらのお申し出はいつでも撤回、変更をすることができます。